

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定計量器の定期検査【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】

2

◇ 公 告

- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】

3

北九州市告示第 375 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和 4 年 9 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和 4 年 10 月 13 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	門司区内の特定計量器の所在の場所
令和 4 年 10 月 24 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	小倉北区内の特定計量器の所在の場所
令和 4 年 11 月 16 日から令和 5 年 3 月 31 日まで	10 時から 12 時まで 13 時から 16 時まで	小倉南区内の特定計量器の所在の場所

備考 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに令和 4 年 12 月 29 日から令和 5 年 1 月 3 日までの日は、定期検査を行わない。

2 検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市公告第621号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和4年9月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度課題解決型データ利活用メソッド構築に係る業務
- (2) 業務内容 全国の自治体における地方創生やデジタル田園都市国家構想実現のためのデータ利活用の事例、企業におけるDXによる経営改革の事例等を踏まえ、課題解決型データ利活用メソッドの北九州市標準方式（初版）を構築する。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項又は北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でない者であること。
- (5) 受託候補者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、提案書提出時の担当者が当該業務を担当できること。
- (6) 個人情報、企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。
- (7) 官公庁におけるデータ分析に係る業務実績を有すること。

3 受託候補者を選定するための評価基準

- (1) 基本実施方針
- (2) メソッド構築に関する考え方
 - ア 課題抽出
 - イ データ利活用目的

- ウ 利活用データ
- エ データの保有及び参照の方法
- オ データが存在しない場合の実施方法
- (3) メソッドの実現性や効果の確認ができる調査の有無
- (4) 仕様書記載内容以外で効果的かつ魅力的な独自の提案の有無
- (5) データ分析に係る業務実績
- (6) 実施体制及びスケジュール
- (7) 見積金額

4 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した候補者と、第1項の業務の契約の締結の交渉を行う。

5 応募手続等

(1) 担当部局

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
北九州市小倉北区大手町1番1号
電話 093-582-2145

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課のホームページに掲載する。

イ 交付期間 この公告の日から令和4年9月21日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 交付方法 無償にて交付する。ただし、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和4年9月22日午後3時まで

ウ 提出方法 説明書に記載の宛先に電子メールにて提出（提出期限までに必着のこと。）

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。
- (4) 詳細は説明書による。